令和８年（フ）第１６１２号
埼玉県川口市芝塚原２丁目18番５号　コンフォートマンション202号
債務者　松田由美子
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６２３号
埼玉県久喜市青葉１丁目２番11―409号
債務者　伊澤　延昭
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６５９号
埼玉県川口市並木１丁目18番33号
債務者　寺尾　智有
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４８２号
埼玉県越谷市東越谷４丁目29番地61
債務者　柴　　美花（旧姓峯岸）
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月19日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５４１号
埼玉県越谷市東大沢３丁目24番地１　サークライト壱番館203、旧住所埼玉県越谷市東大沢３丁目35番地１　アクロシティＣ101
債務者　松本　広志
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月19日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６０４号
埼玉県草加市苗塚町66番地５　サーブハイツ202号、旧住所埼玉県草加市柳島町880番地セゾン105号
債務者　伊藤　玲子
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月19日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３１１号
岡山県倉敷市玉島柏島6499番地　市営奥谷住宅11号
債務者　小林　　毅
１　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第４９号
大分県日田市大字高瀬2508番地、前住所大分県日田市大字小迫388番地１
債務者　森山　政二
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第１２９６号
札幌市中央区南５条西13丁目２番10号　ＮＯＲＴＨ　ＷＩＮＧ101号
債務者　高瀬万由子（旧姓三好）
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６９０号
札幌市白石区東札幌２条３丁目２番33号　サンセール102号
債務者　佐藤　雄太
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７６４号
札幌市中央区南９条西18丁目２番32号　テレパレス幌西９条112号
債務者　小川みどり
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７７４号
札幌市豊平区美園４条５丁目３番５―202号
債務者　北出　　瞬
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８２号
北海道岩見沢市６条西９丁目９番地９　ハイツセントラルＢ号室
債務者　高橋　　歩
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第９１号
北海道岩見沢市南町７条２丁目２番15―12号　コーポヤマモト
債務者　高田　朋美（旧姓牛越）
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第４５１号
相模原市緑区青野原981番地
債務者　佐藤　孝次
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４７６号
相模原市中央区相生４丁目４番３号　サンライズ相生203号室
債務者　中村真理子
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４３号
岐阜県恵那市大井町1120番地303
債務者　成瀬　美加（旧姓降簱）
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第２０７号
愛知県一宮市木曽川町黒田字北沼49番地１　オーブ202号
債務者　望月　梨菜
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで名古屋地方裁判所一宮支部